

造船業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
1	13～ 14	作業場にて、立ってクレーンを使用し、BW（P）ブロックを起立させている時に、手押し台車が邪魔だったので一旦クレーンを停止し、手押し台車手すりに左手をかけて台車を引いていた時に、停止していたブロックが急に起立姿勢に変化し、台車手すりと部材の間に指を挟まれて受傷した。	60	10～ 29
2	10～11	お客様構内工場A-2棟内において、同僚3名とペンダント操作式6t天井クレーン性能検査の準備作業中、ウェイトを吊り上げる為にクレーン操作者と連絡を取り合い、クレーン上に乗った状態で走行していた時、制御盤上に置いていた小物工具が落ちそうになったため、走行方向に対し後ろ向きで立ち上がった際、建屋の梁を制御盤の間に挟まれ死亡した。	32	50～ 99
3	8～9	被災者は新造船内にて施工箇所（天井）の確認を行っていた。付近では別の作業者がフォークリフトにて運搬作業を行っていた。被災者はフォークリフトが離れた位置にあるのを確認後、当該施工箇所を見上げて確認していたところ、同フォークリフトが被災者方向に後退してきており、互いがそれに気づいていなかったため接触し、被災者は転倒し、右足がフォークリフト右後輪に踏まれ受傷した。	60	10～ 29
3	11～12	事務所内で荷物運搬作業中に（30キロ前後）、右手小指を挟み受傷した。	50	10～ 29
6	11～ 12	ポストタワーの25m上のワイヤー取替作業の見張り中、新旧ワイヤーの接合部分が抜けたため、落下しかけたワイヤーを左手で握った瞬間に、滑車とワイヤーの間に右手小指付近を挟み、負傷したものである。	65	1～9
		本社工場No.5運転台にて運転中のエンジンにおいて、現場担当者（被災者）が、		

6	10～ 11	煙突内の圧力（背圧）を制御するバルブ操作のため、上部煙突付近の足場へ上がろうとして右手をクレーンレールに掛けたその時、別の業務に従事していた者が被災者の存在に気付かず、5t天井走行クレーンを東から西へ移動させ、被災者の右手がクレーンレールと5t天井走行クレーンの車輪によって挟まれた。	23	～ 299	100
7	15～16	被災者は、35棟東板継ぎ定盤で板継作業者と板継ぎ作業に従事していた。板継ぎの仮付け作業が終わり、板を送る板継作業者は操作盤で板を搬送した。被災者は目合わせ機をペンダントスイッチで操作しながら鋼板の後から移動していた。板送りが完了して作業者が板を下げた時、KL部がローラーに乗り切れず、下げたために板が後退しながら下がり、被災者の左足甲の上に乗り、受傷した。	23	～ 9999	1000
7	10～11	ボイラー台製作のためコーミングのプレートをクレーンで移動し、スリング1本吊りで重なった4枚のプレートを床に接地しようとした。その際、バランスをとろうとプレート側面に手を添えたところ、プレートがずれて、手を挟まれ負傷した。	40	1～9	
7	16～ 17	船底部（高さ約1.5m）の左舷表のシーチェスト（海水吸水用の箱形状の窪み）内部の水洗い作業に従事していた。作業を終了し、脚立を使用して降りたとき、格子状の蓋が倒れてきた。その際、左手薬指が格子止めピースに添えてあったため、格子状の蓋と格子止めピースとの間に挟まれて受傷した。	27	1～9	
9	11～ 12	作業台上で、シリンダーカバー（重量350kg）の向きを変えようとして吊り上げた際、バランスが崩れ、作業台から外れてシリンダーカバーが振れ、添えていた右手が近くにあった別の作業台との間にはさまれ、負傷した。	36	1～9	
9	14～ 15	本人は小径曲げ短管の組立作業に従事していた、曲がり管へフランジを取り付ける作業に入り、台に乗せた50Aのパイプを左手に掴み、曲がった先のパイプの上に水平器を置いてレベルを見ていた、水平になったことを確認して、左手で持っていたパイプをエアシリンダーを使って台に固定するためシリンダーのバルブハンドルを右手で入れた、その際、エアシリンダーの真下とパイプを押さえていた左手小指を挟み受傷した。	24	～ 9999	1000
		造船所本社工場にて建造中の第236番船199型ひき船海難枚助船の船尾室内において乙ペラ取り付け上部フランジの締め付用取り付けボルトの穴明け作業中、穴明			

10	11～ 12	機（アトラエース35m/m）の刃を交換して、被害者本人が穴明け駆動確認のためスイッチを入れた所軍手をはめていた左手が穴明機の刃にからまり左手薬指先端を負傷する。	67	50～ 99
10	17～ 18	プロペラ取り付け作業に従事していた。フランジとフランジの間に被災者の左手が絡まった。	52	30～ 49
11	16～ 17	パイプ直径360厚さ6mm長さ約5mのパイプを三ヶ所仮溶接をした所を、サンダーで切り取り作業をしていたところ、切り取りが不十分であり、両手でパイプを持ち、揺すっていたところ、急にパイプが落ちて、パイプと下のスリーブの間に指を挟み怪我をした。	37	1～9
11	10～ 11	本人は、3S定盤にてブロックのトンボ（反転）作業に従事していた。半トンボ時点（片方のクレーンで吊り上げた状態）で荷振れを防ぐためにブロックと地面の間に座板を挟もうとしていた際、地面と座板の間に右手中指を挟んだ。	34	1000 ～ 9999
12	14～15	アングルPS（左舷・右舷）仕分け作業中、手前に重ねてあった300mmアングルの束が邪魔になったため、ワイヤーにて結束してクレーンで吊り上げたところ、重心が悪く、玉掛け位置を変えようと盤木を入れ、クレーン運転者が吊り荷を下したところ、ワイヤーが緩み、アングルが思っていなかった方向に倒れてしまい、仕分け作業を手伝いに来ていた同僚の左足がアングルの下敷きになり被災した。	39	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html